

第133回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和元年12月18日（水）

沖縄総合事務局

第133回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和元年12月18日（水）14時00分
場 所 沖縄総合事務局 5F 聴聞室兼会議室

出席者：

公益委員 宮里委員、大城委員
労働者委員 漢那委員、柴田委員、屋比久委員
使用者委員 山内委員、桃原委員

沖縄総合事務局 屋良課長、新城補佐
仲里係長

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第132回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 船員の特定最低賃金に関する改正について
4. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

1. 第132回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和元年11月分）
3. 最低賃金の審議について
4. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会報告資料
5. 沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会報告資料
6. 船員に関する特定最低賃金の改正について（部会報告案）

宮里部会長

定刻でございますので、第133回船員部会をはじめさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（仲里係長）

本日の出席状況ですが、公益委員2名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定により定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

宮里部会長

それでは、初めに第132回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

（「異議なしの声」）

宮里部会長

では異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議事2の「管内の雇用状況」につきまして、事務局に説明をお願いします。

質問は、最後に受け付けたいと思います。

事務局（新城補佐）

令和元年11月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は14件でした。前月に比べ7件増加、また、前年同

月に比べ 8 件増加となっております。

月間有効求人件数は 21 件でした。前月に比べ 4 件増加、また前年同月に比べ 4 件増加となっております。

月間有効求人件数 21 件の内訳は、商船等 21 件となっております。

月末未済求人件数は 14 件でした。

● 求職状況について

新規求職数は 8 名でした。前月に比べ 5 名減少、また、前年同月に比べ 2 名増加となっております。

新規求職数 8 名の内訳は、商船等 8 名となっております。

● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

11 月の新規求職者 8 名のうち離職者 3 名の退職理由は、船舶所有者都合等 2 名、自己都合 1 名、離職以外の方 5 名の求職理由は、就業中に転職を希望するもの 5 名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管外が 2 名となっております。

月間有効求職数は 27 名でした。前月に比べ同数、また、前年同月に比べ 6 名増加となっております。

月間有効求職数 27 名の内訳は、商船等 25 名、漁船 2 名となっております。

月末未済求職数は 17 名でした。

● 成立状況について

11 月は 2 件でした。

● 求人倍率について

11 月の月間有効求人倍率は、0.78 倍でした。前月に比べ 0.15 ポイント増加、また、前年同月に比べ 0.03 ポイント減少となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は6名、支給延べ件数は6件で、
基本手当支給金額は676,012円でした。

その他再就職手当の支給があり、
再就職手当の支給額は647,325円でした。
総支給額は1,323,337円でした。
以上、管内雇用状況等の概要説明を終わります。

宮里部会長

はい、ありがとうございました。では、ただいまの説明について何か御質問ございますでしょうか。

質問が特ないようですので、議事3の「船員の特定最低賃金に関する改正」の審議に移りたいと思います。

本議事に関しましては、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業、沖縄海上旅客運送業の2業種について、最低賃金専門部会における調査・審議の結果報告、次に最低賃金の改正に関する当船員部会から沖縄地方交通審議会に報告する答申案の審議に進ませていただきます。

2業種の専門部会は、11月25日（月）に沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業、本日12月18日（水）に沖縄海上旅客運送業についてご審議をいただき、各専門部会委員の皆様のご協力によりそれぞれ改正することが適当であるとの結論をいただきました。

それぞれの最低賃金専門部会の審議結果については、事務局から説明をお願いします。

事務局（新城補佐）

最低賃金専門部会の審議結果についてご報告させていただきます。資料3をご覧下さい。1ページが今回の最低賃金の審議についての流れをまとめた資料になります。8月6日付けで沖縄総合事務局長から諮詢があり、8月27日の第129回船員部会で報告がありました。

その後11月25日に内航鋼船運航業等、本日12月18日に沖縄海上旅客運送業の最賃専門部会で調査審議し両最賃部会とも結論に至っております。

その報告を受け本日第133回船員部会で答申案の審議になります。2ページは今年度の最低賃金改正の全体の作業スケジュールになります。

続いて資料4をご覧下さい。沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最

低賃金専門部会の資料となります。1ページは専門部会の委員名簿です。2ページから4ページは現行の沖縄内航鋼船運航業等の最低賃金となっております。

5ページが、専門部会から船員部会への審議結果報告となっております。読み上げます。令和元年11月25日、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会、船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業）の改正について、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「248,450円」を「249,550円」に、ただし書の職員「232,000円」を「233,100円」に、部員「189,850円」を「190,950円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「180,550円」を「181,650円」にそれぞれ改正することが適当である。との結論に至りました。現行額より職員、部員ともにそれぞれ「1,100円」の引き上げ額となっております。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

引き続き資料5をご覧下さい。沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会の資料となります。1ページは専門部会の委員名簿です。2ページから3ページは現行の沖縄海上旅客運送業の最低賃金となっております。

4ページが、専門部会から船員部会への審議結果報告となっております。読み上げます。令和元年12月18日、沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会、船員に関する特定最低賃金（沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について、沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「245,350円」を「246,450円」に、部員「183,900円」を「185,000円」にそれぞれ改正することが適当である。との結論に至りました。現行額より職員、部員ともにそれぞれ「1,100円」の引き上げ額となっております。

沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

2業種の最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上となります。

宮里部会長

ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますか。
特にないようであれば審議を進めて参ります。
両専門部会の報告を踏まえて、2業種の最低賃金の改正について、
当船員部会から報告する答申案についてお諮りしたと思います。
事務局から読み上げさせていただきます。

事務局（新城補佐）

資料6をご覧下さい。答申案の内容はそれぞれの専門部会の報告内容を転記したものです。それでは事務局から船員部会として沖縄地方交通審議会会长へ報告する諮問に対する答申案を読み上げさせていただきます。

沖縄地方交通審議会会长宮里猛あて、沖縄地方交通審議会船員部会長宮里猛、船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金について、沖縄地方交通審議会船員部会は本部会に付託された沖交審第4号「船員に関する最低賃金の改正について（付託）」について下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。記、

1. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「248,450円」を「249,550円」に、ただし書の職員「232,000円」を「233,100円」に、部員「189,850円」を「190,950円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「180,550円」を「181,650円」にそれぞれ改正することが適当である。

2. 沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「245,350円」を「246,450円」に、部員「183,900円」を「185,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

報告する答申案については以上です。

宮里部会長

どうもありがとうございました。

2業種の最低賃金について、それぞれ改正することが適当であるとの答申案となりました。ただいまの提案につきまして、何かご意見等はございますか。

宮里部会長

それでは原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

(「異議無し」の声)

宮里部会長

ご異議がありませんでしたので、この答申案について承認の決議をいただきました。ありがとうございました。

以上で議事3の審議を終わります。

それでは、今後の最低賃金改正のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局（新城補佐）

沖縄地方交通審議会運営規則第8条第2項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます」となっております。ただいま決議をいただきましたので、本日付けで沖縄地方交通審議会会长へ報告し会長同意を得て、沖縄地方交通審議会会长から沖縄総合事務局長へ答申がなされます。

その後、沖縄総合事務局長は、答申要旨の官報公示を行います。関係者は公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができます。

異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示を行い、公示の日から起算して30日を経過した日から効力が発生するということになります。

宮里部会長

ありがとうございました。ただいまのご説明に、何か意見等ございますか。

私から一つよろしいですか。

改正後の最低賃金はいつまで遡って適用になるのですか。

事務局（新城補佐）

スケジュールについてご説明しますと答申要旨の官報公示を15日間行います。異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示を30日間行い、その期間が経過して日から効力が発生します。

現在の状況ですと来年3月の中旬から下旬頃の効力発生になるかと思われます。

宮里部会長

効力が発生した後に最低賃金が上がるとの認識でよろしいですか。

事務局（新城補佐）

そうです。

宮里部会長

ありがとうございました。

他に何かご意見等はございますでしょうか。

漢那委員

今の説明ですと3月の給料については、改正後の最低賃金の適用にはならないですよね。

事務局（新城補佐）

具体的にいつから適用になるとは現時点ではお答えしかねます。

漢那委員

3月に決定がなされるのであれば、実行されるのは4月からの給料との考え方でよろしいですか。

宮里部会長

遡って適用することは普通ではないですよね。これまでの資料を見ると改正決定の官報公示後に適用になると思いますが。

事務局（新城補佐）

改正決定の官報公示後から適用になります。

宮里部会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

他に何かございませんか。なければ議事4の「意見交換」に移りたいと思います。最低賃金の答申等含めて何かご意見頂戴したいと思いますが。

事務局（新城補佐）

一つよろしいですか。前回の船員部会で地方公務員の最低賃金についてお話しがあり、最低賃金法の適用について調べましたところ、地方公務員法で最低賃金法の適用除外と規定されております。

また、就業規則の届出についてのご質問もありましたが、これについても適用除外となります。

漢那委員

それは条例が適用されるとの認識でよろしいですか。

事務局（新城補佐）

地方公務員法第58条に最低賃金法の適用除外について規定されておりますので、地方公務員法や各自治体の条例に基づいて決定されるのもだと思われます。

漢那委員

地方公務員については、船員であっても最低賃金法の適用ではなく各自治体の条例に基づくとの解釈ですよね。

事務局（新城補佐）

はい。そのようになるかと。

また、離島航路の臨時職員について離島航路補助の対象者として見ていただきたいとのご発言があったかと思いますが、担当部署である総務運航課に確認したところ、補助金の算定にあたっては、予備船員、臨時船員のいずれの人物費も必要な会費として計上しているとのことでした。

漢那委員

わかりました。自治体の定員にはならないけれども、雇用している人は補助の対象として補助金を支払っているとの解釈でよろしいですか。

事務局（新城補佐）

そうですね。必要な費用として計上しているということです。

漢那委員

はい。わかりました。

宮里部会長

ありがとうございました。最低賃金法の適用除外については、地方公務員法の何条になりますか。

事務局（新城補佐）

第58条です。

漢那委員

適用除外についてですか。

事務局（新城補佐）

そうです。その他の法律の適用除外として地方公務員法第58条に規定されております。

柴田委員

この件については前回私が質問した内容になるのですが、船員の最低賃金が月例で「1,100円」あがり、また陸上においては10月から時給が790円に上昇しました。

公務員の方は結局最低賃金法の適用対象ではないため、結局何も意味がないのでは思います。

給与に関しては人事院勧告などによるものだと思いますが、同じ船員なのに地方公務員は最低賃金法の適用除外になるのに、同じ船員であるのに船員法は適用になる。

本当に不思議な構図になっていると感じますので今の説明を聞いても非常に違和感が残ります。

山内委員

最低賃金法で定める賃金より条例が高ければいいですけどね。

柴田委員

低いですよ。

漢那委員

公営企業の臨時職員は日当制で働いているのですよ。
ボーナスの支給対象外でもあるため非常に可哀想です。

山内委員

一月分はありますか。

柴田委員

ないです。例えば日当が7,000円だとすると、旅客船の船員の場合、20日勤務で働くと14万円の給与しかない。

そのような場合だと、最低賃金法で定める賃金より低い金額になるのです。この件について前回の部会でお話しさせていただきましたが、私が思っていたとおりの回答になりましたが。

漢那委員

地方公務員として働く船員の雇入れ届出書はどのような書きぶりで労働条件等を記載しているのですか。

賃金表などを提示するのですか。

事務局（新城補佐）

労働条件等については条例によると記載して届け出ております。

漢那委員

賃金表は提示しないのですか。

事務局（新城補佐）

賃金表の提示はありません。

漢那委員

提示しなくても良いのですか。

事務局（新城補佐）

条例に基づく労働条件等であるため、賃金表の確認をせず雇入れ手続きを行っております。

漢那委員

最低賃金を下回った船員がいても、地方公務員は条例に基づくため諦めてくれということですか。

事務局（新城補佐）

地方公務員法で適用除外と規定されておりましますし、一般的に地方公務員は身分が保障されていると前提があるのではないかと思います。

漢那委員

身分保障が前提ではなくて。

柴田委員

それはおかしいのではないかと思います。地方公務員の正規職員であれば確かに身分保障がされていると思いますが、1年間の期間雇用の臨時職員でかつ日当7,000円という人間は、最低賃金法に基づく賃金を下回ってもいいのかという話です。

やはりそれはまだ疑問が残る話です。臨時職員の若い船員は非常に可哀想な立場に置かれているのでは思います。

漢那委員

それを救済する方法はないのですか。

宮里部会長

現状のままだと法律で規定されているため難しいですね。

地方公務員法を改正しなければなりません。

山内委員

マグロ船よりブラックですね。

柴田委員

沖縄県は離島航路の維持存続をしていかなければならぬといけませんが、各自治体が運営している船舶の船員に対する賃金の取扱いが本当にそれでいいのかと思います。

各自治体の判断で給与を上げることもできるわけですけど、公務員の場合特定の自治体だけ飛び抜けた給与になることはなかなかないのではないかと思いますし。

漢那委員

自治体職員の定員を増加させて臨時職員を本採用の一般職員にしていただきたいとの考え方なのです。一般職員も臨時職員の経費も離島航路補助の対象になるのだから、各自治体で本採用の職員を増やしてもよろしいのではないかと私は思います。

定員枠を増やすことは沖縄総合事務局からすると補助金の額が増加するため難しいと思われる部分もあるかもしれません、給与の低い臨時職員を減らし、本採用ができるよう自治体職員の定員を増加させる何らかの指導をしていただけないかと思います。

柴田委員

来年から働き方改革ということで、同一労働同一賃金をやろうという時に、まず一番率先してやらなければならない公務員の方々についてどのように対処していくのか今後気になるところです。

宮里部会長

根本的な問題ですが、地方公務員法を改正しなければだめです。地方公務員法第58条で適用除外として規定され、それを基に条例が規定されているわけですから。

漢那委員

いいとこ取りの気がします。高いのは地方公務員法を適用して、それ以外については船員法を適用する。何か納得いきませんね。

宮里部会長

いずれは改正されるのではないかと思いますがね。
働きかけしないといけないですね。

漢那委員

問題提起をしなければいけない。

宮里部会長

同一労働同一賃金といなながら、地方公務員だけ別だというのはおかしいか。国家公務員はおそらく違うのではないかと思いますが。

事務局（新城補佐）

國家公務員も最低賃金法の適用除外です。

宮里部会長

適用除外ですか。

大城委員

最低賃金額を下回っていても駄目なのですか。

宮里部会長

良いですよ。だから。

漢那委員

最低賃金法ではなく条例が適用になりますから。

宮里部会長

本来であれば船員は月額で最低賃金が規定されていますが、地方公務員の臨時職員である船員は日当制で給与が支払われている。

漢那委員

おかしい気がします。まだ、労働基準法のほうが良いのではと。

宮里部会長

とんでもない話ですよね。

漢那委員

矛盾していますよ。日当制で働く臨時職員は可哀想ですよ。

宮里部会長

今の意見交換で出ました地方公務員の最低賃金法適用除に関するご意見については、各委員から意見があったということでは非議事録に載せていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

事務局（仲里係長）

1月の船員部会は、1月16日（木）に5階聴聞室兼会議室で16時30分より開催いたします。

後日、改めて案内の文書を送付いたします。出席できない場合は事前に事務局まで御連絡をお願いします。

今回の議事録は作成次第メールで照会させていただきますので、御確認よろしくお願いします。

以上です。

宮里部会長

では、皆さん御苦労様でした。

以上をもちまして、本日の部会はこれで終了したいと思います。